

## 東京都市計画生産緑地地区の変更について

### 1. 変更の概要

区内の東京都市計画生産緑地地区のうち、地区番号21の所有者から地区の一部について、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第10条に規定する買取りの申出があった。

区は申出以降、区及び関係地方公共団体等へ買取りの可否について照会したところ、いずれも買取らない旨の回答があった。また、農業従事者へのあつせんも行ったが、取得希望者はなかった。よって、申出から3か月以上経過していることから法第14条の規定により、生産緑地としての行為の制限が解除されている。

このため、当区の東京都市計画生産緑地地区のうち、地区番号21の区域の一部について削除するものである。

### 2. 都市計画の案

別紙(計画書、総括図、計画図)のとおり

○対象地区番号と位置

地区番号21：中野区大和町四丁目地内

○申出による対象地区の面積

約0.37haのうち約0.07ha(約690㎡)を削除

○区内生産緑地地区全体の地区数と面積

現在：8地区(約1.43ha) → 変更後：8地区(約1.37ha)

### 3. 当該都市計画の経緯及び今後のスケジュール

令和元年	7月18日	生産緑地買取り申出受理
	10月18日	行為制限の解除
令和2年	1月29日～	都知事協議
	2月28日	
	3月10日～	都市計画案の公告・縦覧及び意見収集
	3月24日	
		図書の縦覧者 0名
		意見書の提出 0名
	7月27日	中野区都市計画審議会(諮問)
	8月上旬	都市計画変更(告示)予定

## 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

### 第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1.37 ha

### 第2 削除のみを行う位置及び区域

名 称		位 置	削 除 面 積	備 考
番号	地区名			
21	大和町	中野区大和町四丁目地内	約690㎡	地区の一部
計	1件		約690㎡	

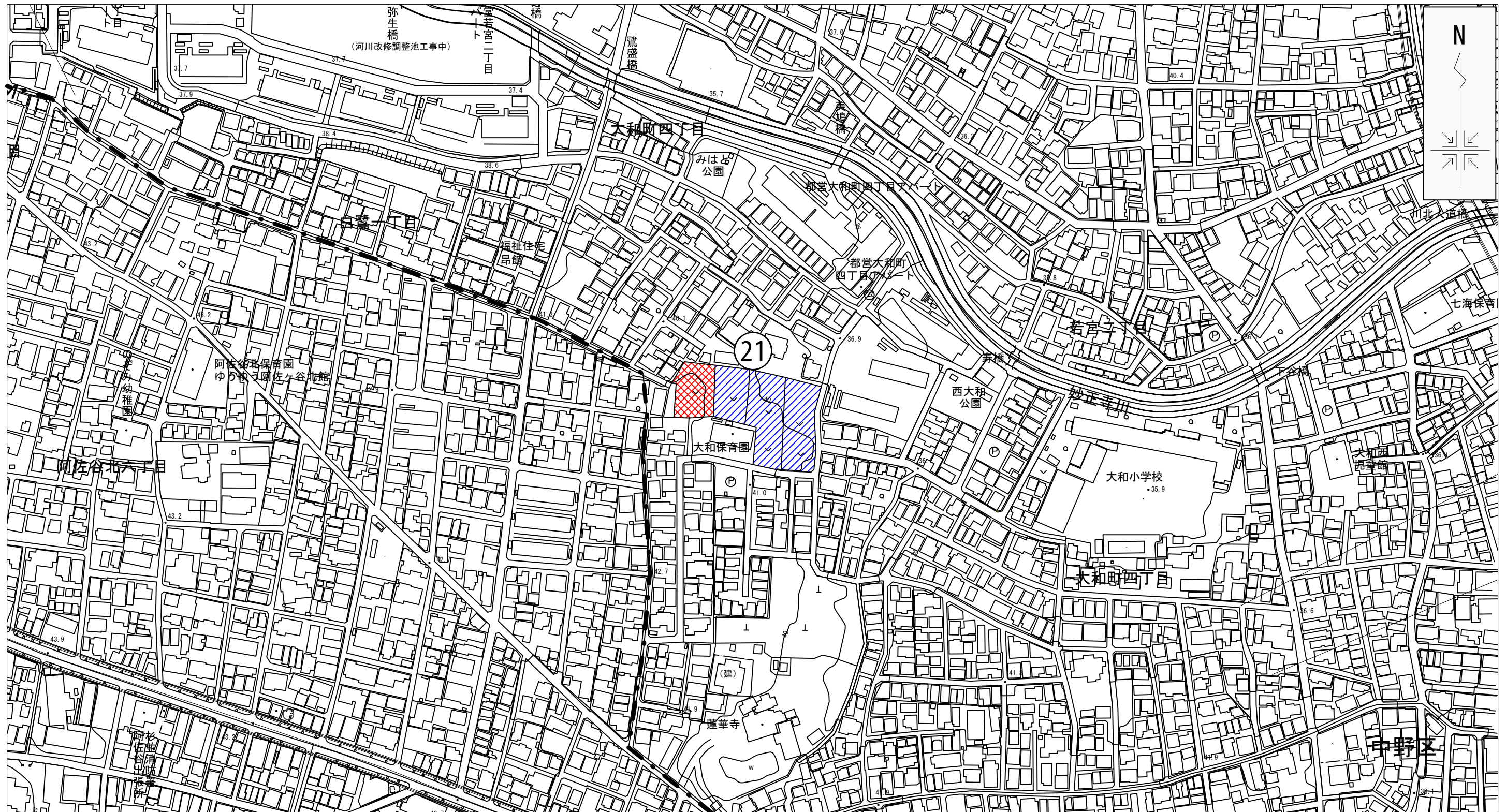
『区域は、総括図及び計画図に表示のとおり』

#### 【理 由】



生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。



# 東京都市計画生産緑地地区（地区番号21）計画図



## 凡例

-  既指定区域
-  削除区域

縮尺 1 : 2, 500

--- 区境

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 31都市基交著第51号、令和元年6月17日  
31都市基街都第178号、令和元年10月18日